

平成23年度愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会 <会議概要>

1. 日 時 平成24年1月20日（金） 18：30～20：50

2. 場 所 シュロス日銀前4F第1会議室

3. 出席者

(1) 懇話会委員 (50音順)

秋山 昌江 委員、家高 真信 委員、神山 通 委員、
佐々木 秋由 委員、佐々木 信也 委員、高岡 小夜子 委員、
鳥越 俊幸 委員、野村 美千江 委員、吉本 宏 委員

(2) 事務局

青木事務局長、砂野事務局次長兼総務課長、菊川事業課長、
原資格管理係長、木村医療給付係長、河端総務企画係長、芝田主事

4. 傍聴者 一般 7名、 報道関係 4社

5. 議 題

- (1) 財政状況について
- (2) 医療費適正化事業について
- (3) 平成24・25年度保険料について

6. 質疑・意見交換等

(1) 財政状況について

(委 員) 一人当たり医療給付費について、平成23年度は82万9千円を見込んでいるが、全国的にはどうか。

(事務局) 年度途中であるため、現時点では全国比較はできません。22年度では、一人当たり医療費は全国19番目となっております。

(委 員) 22年度の一人当たり医療費の全国平均はどのくらいか。

(事務局) 国保中央会のホームページによりますと、およそ89万円となっております。

(2) 医療費適正化事業について

①ジェネリック医薬品の利用促進について

(委 員) 先週の1月14日の愛媛新聞で報道されたように、協会けんぽの保険料率が4月納付分から大幅に引き上げになる。今回、引き上げられたら3年連続となり、10%以上の保険料になってしまう。5%が本人、残り5%を事業主が納めることになるので、中小の事業主については多大なご負担をかけるという状況になる。引上げの要因は各保険者とも同じで、収入が上がらないが、医療は高度化され、支出は上がっていき状況がある。さらに協会けんぽでは、高齢者医療に係る拠出金を出さなければならず、22年度決算では、前期高齢者、後期高齢者、退職給付拠出金併せて2兆8千億円、支出のうち37%が支援金となっている。

このような状況の中で、広域連合と同じように医療費の適正化を行い、主にジェネリック医薬品の利用促進として、差額通知ではなく、もっと直接的に伝わるように「自己負担軽減額通知」により通知をしている。この通知での実績として、平成22年5月、平成23年2月に実施したところ、22年5月は全国的な数値（推計）で70億円、23年2月は17億円の合計87億円の医療費が削減された。今後も毎年同じように軽減されると思われる。医療費が軽減されると、保険者だけでなく、本人や家族も助かる。

しかし、なかなか言い出しにくいということで、協会けんぽとしては、「お願いカード」や「お願いシール」を提供し、それらを医療機関、薬局に提示することにより、自分の気持ちを伝えられる方法をとっている。

効能については、薬の成分は同じだが、胃の中で溶ける温度が違うといったケースもあるので、患者としては、消費者の立場から、効能について医者から説明を受けるという意識を持つ必要がある。

ジェネリック医薬品については、保険者一丸となって利用を促進していく時期に来ているのではないだろうか。しかし、現状では周知が進んでいないので、国や県にお願いするほか、保険者として、被保険者への周知を図ることが重要である。

そこで、広域連合の対応として、ジェネリック医薬品利用差額通知実施予定はあるが、具体的な時期はいつになるのか。協会けんぽとしても24年度引き続き実施するので、重複すれば効果が上がる。

また、柔道整復療養費がかなり伸びており、協会けんぽの対応としては、患者への照会を行っているが、広域連合も同様の照会をし、適正な使い方を周知しているのか。

(事務局) ジェネリック医薬品利用差額通知の実施時期については、24年中に実施する方針ですが、契約等の関係もあり具体的な時期につきましては検討中です。

柔道整復師についての照会につきましては、現在法律上の権限がないため、愛媛県を通じての照会となります。あんまマッサージにつきましては、医療費が伸びていますので、直接被保険者、医療機関への照会を実施しています。また、柔道整復療養費、あんまマーサージ療養費については、今まで医療費通知と共に通知していましたが、今年の1月分から医療費通知とは別に通知し、適正な受診について周知するようにしています。

(委員) ジェネリック医薬品の利用について、病院でも周知しているが、いかなる効能があるのかわからないので、医者が患者に十分説明する必要があるのではないか。

(委員) ジェネリック医薬品を普及させるためには、薬剤師会との連携を図る必要があるのではないか。

(委員) ジェネリック医薬品の利用促進を図るよう、国から医師会等に申し入れてもらうことが効果的ではないか。厚生労働省から健保連にもその通知があるが、使用は医師の判断になる。厚生労働省は利用促進に取り組むのであれば、ジェネリック医薬品のことについて、製薬会社及び医師会にも周知徹底してほしい。

(会長) 私も、医師にかかっているが、薬の説明は受けるが、どちらにしますかとは聞かれない。事務局は少しでも医療費を安くする、また、利用者は負担を少なくしていくという意識は大事である。

(委員) ジェネリック医薬品のコマーシャルは見るが、情報が少ないので、利用する側としては不安がある。厚生労働省は情報を十分に提供してほしい。

(委員) 建設国保でもジェネリック医薬品の利用促進を図ろうとしているが、積極的に宣伝することには不安を感じている。

(委員) 東北に支援に行った際、震災により薬を紛失し、自分でどんな薬を飲んでいるのか説明できない方が非常に多くいた。ジェネリック医薬品のみならず、薬について、お薬手帳を持って自身で管理し、本当に必

必要な薬なのかについて医師と対等の立場になって話ができる患者になる、賢い消費者になることが重要である。

(事務局) ジェネリック医薬品につきましては、国が数量シェア30%を目標としている中、広域連合といたしましても、利用促進に取り組むとともに、国に対し、周知徹底はもとより、安全性や利用状況等、被保険者が安心して使えるための情報提供について、全国広域連合協議会を通じて要望してまいりたいと考えております。

②重複・頻回受診者への訪問指導について

(委員) 一口に頻回といつても、例えば腰痛の場合は毎日通院の必要があるが、対象に含まれているか。

(事務局) 今回の試験的抽出では含まれています。

(委員) 昔、国保でもこの事業を実施したことがあるが、まず、信頼関係を築くことが大事である。健康相談しながら重複・頻回受診の理由を聞くということであるが、実施するに当たり、単に行くだけではなく、十分時間を費やすこと、わかってもらうための資料を準備することが重要である。十分時間を費やし、信頼関係を築いたうえで話ができればほとんどの方に訪問の意味を納得してもらえる。また、訪問時には、個々に応じて各市町の保健師、ケアマネージャーとの連携の必要もある。

(委員) 医療機関だけでなく、福祉との連携を図らないと高齢者に複数回病院に行かないように注意できないのではないか。

(委員) 健康保険組合では、60歳から74歳の方を対象に業者委託をして、事前アンケートをし、希望者の所へ行ってもらっているが、自宅に来られることを嫌がる方もいる。

(委員) 事業を円滑に進めるには、対象者との信頼関係が大切だが、訪問にあたって事前の承諾をとるのか。また、他県の実績は。

(事務局) 事前の承諾をとることを考えております。また、全国すべての実施状況を調査していませんが、香川、長崎においては実施されています。

(委員) 医療機関との連携を図るとはどういうことか。

(事務局) 医療機関に対して、受診が多いから控えるように伝えるのではなく、保険者として重複・頻回受診者への訪問指導事業を実施するに当たり、医療機関へ周知するということです。

(事務局) 今回、重複・頻回受診者への訪問指導につきまして、貴重なご意見をいただきありがとうございます。皆様のご意見を参考にし、より良い事業にしていきたいと思います。

(3) 平成24・25年度の保険料について

(委員) 制度運営の財源が限られている中、支出を減らす一方で、収入を増やしていくことが肝要である。保険料収入は、経済情勢等にも左右されるものと思うが、広域連合として収入増に努めてほしい。また、愛媛県の負担金額については、他の都道府県と比較してどうか。

(事務局) 保険料の現年度分収納率は平成22年度実績で99.37%、全国的には12番目ですが、今後とも、各市町と連携しながら、収納対策に努めています。また、支出については、医療費適正化をより一層推進することで、抑制を図っていきます。

都道府県の負担金については、算定方法が定められており、基本的に、医療給付費が多い広域連合ほど多くなります。また、今回、活用を考えている財政安定化基金の原資は、国、愛媛県、広域連合が3分の1ずつ負担しています。基金の本来の目的は、医療給付費の急増化対応等ですが、前回改定から、保険料の上昇抑制にも活用できることとなりました。今回も、最大限活用することにより、上昇抑制を図りたいと考えています。

(委員) 保険料を上げなかった場合、財源はいくら不足することになるのか。

(事務局) 2年間で約54億円と試算しています。

(委員) 広域連合の財政状況を勘案すると、保険料上昇はやむを得ないと思うが、今回の上昇抑制で基金活用額を18億円と想定しているとのことだが、さらなる活用はできないのか。

(事務局) 基金は、本来の目的である医療給付費の急増対応等のために、一定割合を残しておかなければなりません。18億円は最大限の数字であり、これ以上活用することはできません。

(会長) これで本日の議題は全て終了いたしました。今後の作業といたしまして。本日皆様にご協議いただいた意見の集約を行い広域連合長へ報告してまいりたいと思います。

そこで、この報告書の内容の骨子ですが、厳しい財政状況に鑑み、保険料上昇はやむを得ないが、県の財政安定化基金を最大限活用できるよう、愛媛県と協議の上、可能な限り上昇抑制すること、また、新制度に移行するまでは、現行制度のもとで医療費の適正化事業を積極的に推進し、被保険者に医療サービスの提供ができるように運営すること、でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

以上